一般国道　百六十五号　柏原市国分本町一丁目地先から同市旭ヶ丘四丁目地先まで
一般国道　百七十一号　大阪府三島郡島本町江川一丁目地先から池田市豊島南二丁目地先まで
一般国道　百七十六号　川西市小戸二丁目地先から大阪市淀川区新高三丁目地先まで
一般国道　四百八十一号　泉佐野市りんくう往来北地先から同市高松南二丁目地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　二号　明石市魚住町清水字鳥喰下地先から兵庫県赤穂郡上郡町梨ヶ原字西坂地先まで
一般国道　二十九号　姫路市太市中字境谷地先から宍粟市波賀町戸倉字坂ノ谷地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　九号　朝来市山東町金浦字梨ノ岡地先から鳥取県岩美郡岩美町大字蒲生字煤掃口地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局豊岡河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　二号　大阪市西淀川区佃町二丁目地先から神戸市西区玉津町小山字走り田地先まで
一般国道　二十八号　明石市大蔵八幡町地先から同市中崎二丁目地先まで
淡路市岩屋字片浜地先から南あわじ市福良字築地町甲地先まで
一般国道　四十三号　尼崎市東本町一丁目地先から神戸市灘区岩屋南町地先まで
一般国道　百七十一号　池田市豊島南町二丁目地先から西宮市和上町地先まで
一般国道　百七十五号　神戸市西区玉津町小山字走り田地先から丹波市氷上町横田字中ら堂地先まで
一般国道　百七十六号　西宮市山口町下山口一丁目地先から宝塚市栄町三丁目地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日　近畿地方整備局長　山田　邦博

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域
一般国道　二十四号　奈良市歌姫町地先から五條市上野町地先まで
一般国道　二十五号　天理市川原城町地先から奈良県北葛城郡王寺町大字藤井地先まで
一般国道　百六十三号　生駒市北田原町地先から同市鹿畑町地先まで
一般国道　百六十五号　香芝市田尻地先から橿原市曽我町地先まで

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十八年四月一日

五　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所